

京 都 大 学 教 室 系 技 術 職 員 に 係 る 組 織 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (技術部) 第2 技術職員が在職する部局に、当該部局の教育研究に係る技術業務及び技術開発並びに実験実習等に関する業務を円滑に行うための組織として <u>技術部</u> を置くことができる。	(部局技術部) 第2 技術職員が在職する部局に、当該部局の教育研究に係る技術業務及び技術開発並びに実験実習等に関する業務を円滑に行うための組織として <u>部局技術部</u> （以下「 <u>技術部</u> 」という。）を置くことができる。
2 前項の場合において、技術部を置かない部局の技術職員は、専門性等から他の部局の技術部に参加することができる。	2
3 技術部に、技術部長を置き、当該部局の教員をもって充てる。	3
4 技術部長は、技術部を総括する。	4
5 技術部の業務を総括整理し、所属の技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行うため、技術部の規模に応じて、技術長を置くことができる。	5
6 技術部に所属する技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行うため、技術部の業務の実態に応じて、技術班長等を置くことができる。	6
(総合技術部)	(同 左)
第3 京都大学に、技術職員の能力、資質等の向上を図るとともに、各部局を横断して教育研究の支援を行うための組織として <u>総合技術部</u> を置く。	
2～9 (略)	
(総合技術部委員会)	
第4 総合技術部に、総合技術部委員会を置く。	
2～8 (略)	
(企画運営専門委員会)	
第5 総合技術部委員会の下に、総合技術部の企画や運営にかかる事項について、具体的に検討するため、企画運営専門委員会（以下「 <u>専門委員会</u> 」という。）を置く。	
2～8 (略)	
第6 総合技術部委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。	

改 正 前	改 正 後
<p><u>2～4 (略)</u> <u>(技術長会議)</u></p> <p><u>第7 総合技術部委員会の下に、技術長会議を置く。</u></p> <p><u>2～6 (略)</u> <u>(専門技術群)</u></p> <p><u>第8 総合技術部委員会の下に、各専門技術分野ごとに専門技術群を置く。</u></p> <p><u>2～8 (略)</u> <u>(総合技術部に関する事務)</u></p> <p><u>第9 総合技術部に関する事務は、人事部において処理する。</u> <u>(その他)</u></p> <p><u>第10 第3から第8までに定めるものほか、総合技術部に関し必要な事項は、総合技術部長が定める。</u></p>	<p>附 則（令和7年9月総長裁定） この要項は、令和7年10月1日から実施する。</p>